

放射性物質分析・研究施設に関する 東京電力の統括管理について

2022年5月25日

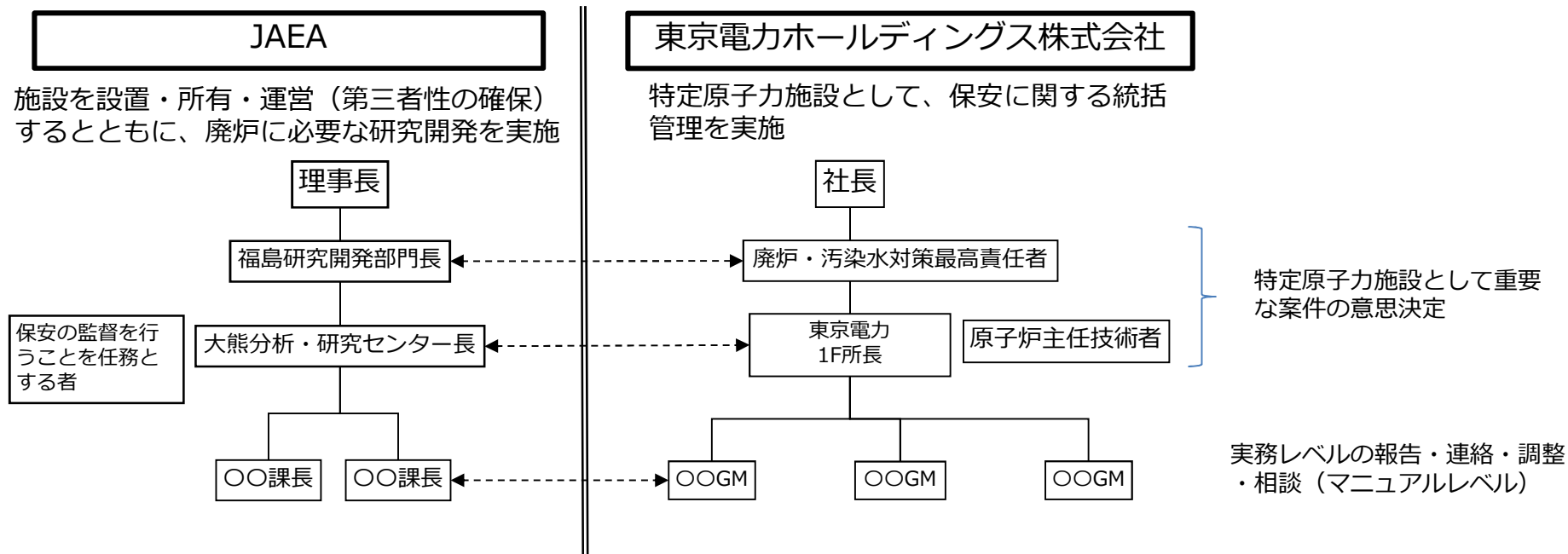


東京電力ホールディングス株式会社

1-1. 放射性物質分析・研究施設の保安体制（1/2）

JAEAと東京電力は、第1棟の安全性並びに効率性を相互協力により確保するため覚書（2016年3月14日締結）を交わし、放射性物質分析・研究施設に係る**両者の基本的な役割分担、権利義務**を以下の通り定めている。

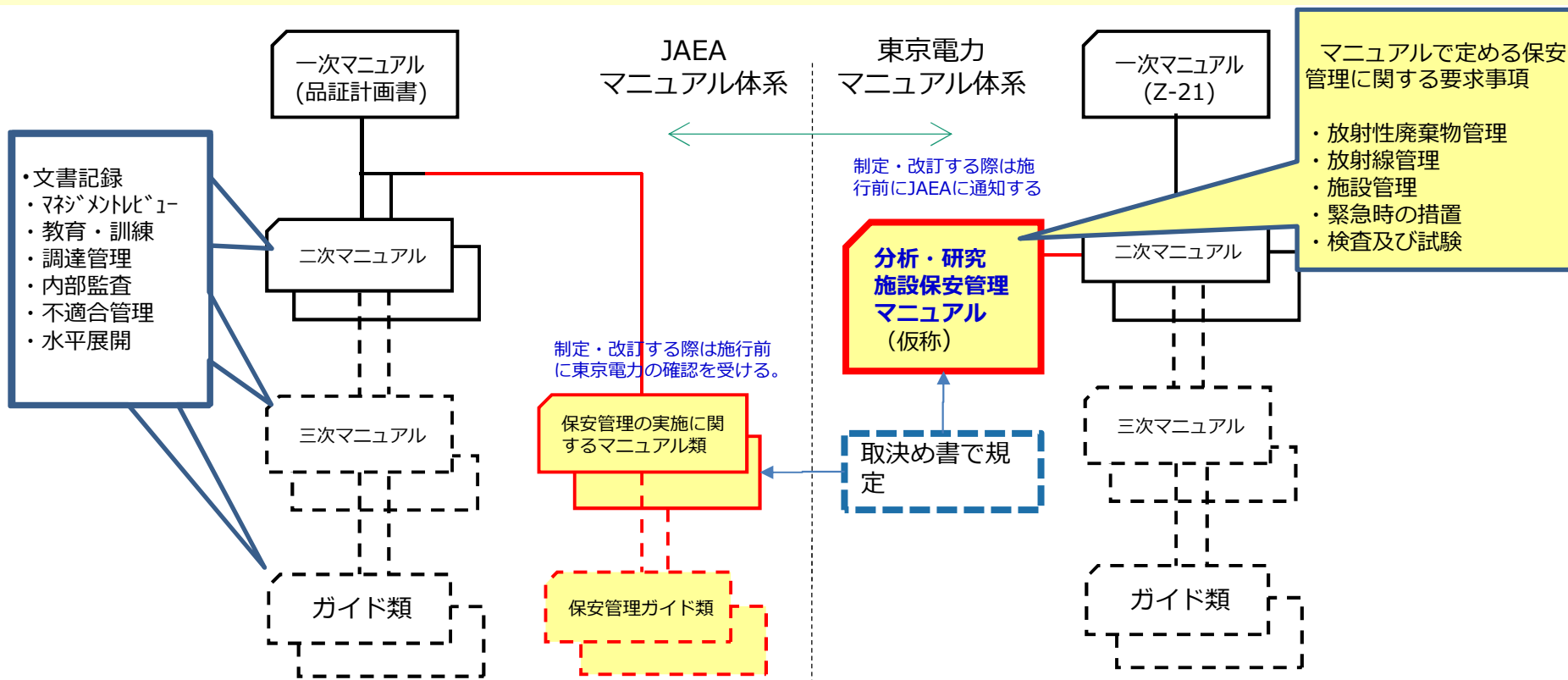
- 分析結果の第三者性の観点から、JAEAの運営組織は東京電力と別組織とする
- 放射性物質分析・研究施設の**設置・所有・運営**は、十分な技術力を有する**JAEAを主体**とする
- 分析施設を特定原子力施設の一部として、**東京電力HDが保安に関する統括管理を行う**
- 本施設についての**保安管理を確実に実施するため、両者の関係を取決め書**で規定する



※) 組織・役職名は、適宜見直す。

1-2. 放射性物質分析・研究施設の保安体制（2/2）

- 東京電力とJAEAが別組織で運営することから、実施計画における保安管理に関する要求事項を満足させるため、下記体系でマニュアルを整備する
- 東京電力は、保安管理に関する要求事項を「分析・研究施設保安管理マニュアル（仮）」として定める
- JAEAは、当該マニュアルの要求事項に従い、具体的な手順をマニュアル等を定めて、保安管理を実施する
- 東京電力は、マニュアル・手順書に沿って保安活動を実施しているかエビデンスを定期的に確認する
- なお、不適合が発生した場合は、JAEAはすべての不適合事象について報告し不十分な場合は東電の統括管理の下改善を行う



2. 実施計画Ⅲ章の対応について

- 放射性分析・研究施設第1棟については特定原子力施設として認可されている。東電の統括管理の下に実施計画の要求事項を満足するようにJAEAが運営していく
- JAEAが施設を運営するにあたっては実施計画の要求事項を満足するためP2の体系でマニュアル類を整備する。次頁以降に対応状況について示す

章	項目	条文
第4章	運転管理	第16条
第5章	燃料管理	対象外
第6章	放射性廃棄物管理	第39条, 第42条の2, 第43条,
第7章	放射線管理	第45条, 第46条, 第47条, 第48条, 第49条, 第51条, 第52条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第60条, 第61条, 第62条, 第63条, 第65条, 第66条, 第67条
第8章	施設管理	第68条
第9章	緊急時の措置	第72条, 第74条, 第76条, 第77条
第10章	保安教育	第80条
第11章	記録及び報告	第81条, 第82条

3-1. 運転管理の対応について (1/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
11	構成及び定義	—	—	分析・研究施設は運転上の制限に該当する設備はないことから対象外
12	運転員の確保	—	—	分析・研究施設のため対象外
13	巡視点検	—	—	分析・研究施設のため対象外
14	マニュアルの作成	—	—	分析・研究施設のため対象外
15	引継	—	—	分析・研究施設のため対象外
16	地震・火災等発生時の対応	地震の対応に関するマニュアル 運転管理に関するマニュアル 防火管理に関するマニュアル	地震の対応に関するマニュアル 防火管理に関するマニュアル	JAEAからの要請に基づき東電自衛消防隊が応援する (P18で説明)
16-2	異常時のための措置	—	—	対象となる設備が無いいため対象外 (原子炉注水設備)

3-1. 運転管理の対応について (2/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
17	水質管理	—	—	対象となる設備が無いため対象外 (SFP, 処理水バッファタンク, CST)
18	原子炉注水系	—	—	対象となる設備が無いため対象外
19	削除	—	—	対象となる設備が無いため対象外
20	使用済燃料プールの水位及び水温	—	—	対象となる設備が無いため対象外
21	使用済燃料共用プールの水位及び水温	—	—	対象となる設備が無いため対象外
22	使用済燃料プール一次系システムの漏えい監視	—	—	対象となる設備が無いため対象外
23	ほう酸水注入設備	—	—	対象となる設備が無いため対象外
24	未臨界監視	—	—	対象となる設備が無いため対象外
25	格納容器内の不活性雰囲気維持機能	—	—	対象となる設備が無いため対象外
26	建屋に貯留する滞留水	—	—	対象となる設備が無いため対象外
26-2	水位安定エリアに貯留する滞留水	—	—	対象となる設備が無いため対象外

18条～33条は運転上の制限について記載

3-1. 運転管理の対応について (3/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
27	汚染水処理設備	—	—	対象となる設備が無いため対象外
28	外部電源	—	—	対象となる設備が無いため対象外
29	所内電源系統	—	—	対象となる設備が無いため対象外
30	運転上の制限の確認	—	—	対象となる設備が無いため対象外
31	運転上の制限を満足しない場合	—	—	対象となる設備が無いため対象外
32	保全作業を実施する場合	—	—	対象となる設備が無いため対象外
33	運転上の制限に関する記録	—	—	対象となる設備が無いため対象外

18条～33条は運転上の制限について記載

3-2. 放射性廃棄物管理の対応について (1/2)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
38	放射性固体廃棄物の管理	—	—	分析・研究施設で発生するのは瓦礫等になるので対象外
39	発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理	放射性廃棄物に関するマニュアル	放射性廃棄物に関するマニュアル	発生した瓦礫等についてはJAEAが施設内で分類して回収する 分別した瓦礫等は、東電で一時保管エリアへ運搬し管理 ⇒P19で説明
40	汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理	—	—	水処理二次廃棄物のため対象外
40-2	汚染水処理設備等で発生した水等の管理	—	—	水処理で発生した水のため対象外
41	放射性液体廃棄物の管理	—	—	分析・研究施設で発生した水は海洋へ排水しない 東電で引き取り混在処理する
42	気体廃棄物の管理	—	—	気体廃棄物のため対象外
42-2	放射性気体廃棄物の管理	放射性廃棄物に関するマニュアル	放射性廃棄物に関するマニュアル	試料採取についてはJAEAで実施 東電で測定しJAEA側に通知する

3-2. 放射性廃棄物管理の対応について (2/2)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
43	放出管理用計測器の管理	放射性廃棄物に関するマニュアル	—	東電において実施計画第1編表43に定める数量を確保する。故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する
44	頻度の定義	—	—	

3-3. 放射線管理の対応について (1/4)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
45	管理対象区域の設定及び解除	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	東電に、管理対象区域の設定・解除を依頼する
46	管理区域の設定及び解除	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	東電に、管理対象区域の設定・解除を依頼する
47	管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	区域区分の変更する場合は東電に依頼する
48	管理区域内における区域区分	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	区域区分の変更する場合は東電に依頼する
49	管理区域内における区域区分	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	区域区分の変更する場合は東電に依頼する
50	管理区域内における特別措置	—	—	分析・研究施設では該当区域が無い ため対象外 (放射性レベルが高い場所、放射線レベルが高い場所、滞留水を貯留する場所)
51	管理区域内における特別措置	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	基準を超える又は超えるおそれがある区域について、JAEAにて標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じ、作業者が不要に接近することを防止する

3-3. 放射線管理の対応について (2/4)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
52	管理対象区域への出入り管理	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	条件を満足している者に対して東電へ「管理区域立入許可証」の発行を依頼する ⇒P20,21で説明
53	管理区域への出入り管理	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	(実施計画記載) 管理区域への出入管理は、第52条に定める管理対象区域への出入管理と同一とする。
54	管理対象区域出入者の遵守事項	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	第1棟へ入る際は当社第1棟建屋から出る際はJAEAにて確認
55	管理区域出入者の遵守事項	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	(実施計画記載) 管理区域出入者の遵守事項は、第54条に定める管理対象区域出入者の遵守事項と同一とする。

3-3. 放射線管理の対応について (3/4)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
56	保全区域	—	—	分析・研究施設では該当区域が無い ため対象外
57	周辺監視区域	放射線管理に 関するマニュアル	—	周辺監視区域の管理（入退域施設で の立入制限等）については東電が実 施
58	線量評価	放射線管理に 関するマニュアル	放射線管理に 関するマニュアル	外部被ばく線量の評価を行い，東電 放射線防護GMにその結果を提出・ 報告する
59	管理対象区域内の床，壁等の除 染	放射線管理に 関するマニュアル	放射線管理に 関するマニュアル	JAEAが除染を実施し東電に報告す る
60	外部放射線に係る線量当量率等 の測定	放射線管理に 関するマニュアル	放射線管理に 関するマニュアル	月報を作成し東電に提出する
61	放射線計測器類の管理	放射線管理に 関するマニュアル	放射線管理に 関するマニュアル	JAEAで使用する計測器については JAEAにて管理する
62	管理対象区域外等へ持ち出そう とする物品の測定	放射線管理に 関するマニュアル	放射線管理に 関するマニュアル	第1棟の非管理区域に移動する物品 についてはJAEAが実施 管理対象区域から搬出する際は出入 管理箇所において東電が確認する。

3-3. 放射線管理の対応について (4/4)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
63	管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	(実施計画記載内容) 管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定は、第62条に定める管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定と同一とする。
64	発電所外への運搬	—	—	分析・研究施設から所外への運搬はないことから対象外
65	管理対象区域内における協力企業の放射線防護	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	JAEAの協力企業が遵守するための放射線管理仕様書についてはJAEAが作成し東電へ提示する。
66	管理区域内における協力企業の放射線防護	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	(実施計画記載内容) 管理区域内における協力企業の放射線防護は、第65条に定める管理対象区域内における協力企業の放射線防護と同一とする。
67	頻度の定義	—	—	(実施計画記載内容) 本章でいう測定※1頻度に関する考え方は、表67のとおりとする。

3-4. 施設管理

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
68	施設管理計画	施設管理に関するマニュアル	施設管理に関するマニュアル	JAEAにて点検計画を定めて保全を実施 13. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

3-5. 緊急時の措置の対応について (1/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
69	原子力防災組織	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	第1棟で事故等が発生した場合又は発生するおそれのある場合における具体的な対応及び任務を定めた緊急時対応に関するマニュアルを制定
70	原子力防災組織の要員	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	
70-2	緊急作業従事者の選定	原子力災害対応に関するマニュアル	-	
71	原子力防災資機材等	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	
72	通報経路	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	事故時等の通報・連絡について別途取決めている

3-5. 緊急時の措置の対応について (2/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
73	緊急時演習	原子力災害対応に関するマニュアル	—	
74	通報	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	JAEAから連絡を受け東電から実施
75	緊急時体制の発令	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	
76	応急措置	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	
77	緊急時における活動	原子力災害対応に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	
77-2	緊急作業従事者の線量管理等	原子力災害対応に関するマニュアル	—	

3-5. 緊急時の措置の対応について (3/3)

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
78	緊急時体制の解除	原子力災害対応に関するマニュアル	—	

3-6. 保安教育, 記録及び報告の対応

【保安教育】

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
79	所員への保安教育	—	—	
80	協力企業への保安教育	保安教育に関するマニュアル	教育・訓練に関するマニュアル	取合条件書で協力企業扱いとして決めている

【記録及び報告】

条	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
81	記録	—	—	各マニュアル, 実施計画の保存期間のとおり
82	報告	トラブル等の報告に関するマニュアル	—	

4-1. 16条 地震火災発生時の対応について

条	項	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
16 条 地 震・ 火災 等発 生時 の対 応	1	(1) 震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後に安全確保設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。 等	地震の対応に関するマニュアル 運転管理に関するマニュアル 防火管理に関するマニュアル	地震対応に関するマニュアル 防火管理に関するマニュアル	
	2	初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。	防火管理に関するマニュアル	防火管理に関するマニュアル	JAEAからの要請に基づき東電自衛消防隊が応援する。
	3	各プログラム部長及び各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、安全確保設備等に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、運用部長に報告する。運用部長は、所長、原子炉主任技術者、各プログラム部長及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。	運転管理に関するマニュアル	緊急時対応に関するマニュアル	事故時等の通報・連絡対応で取決め

4-2. 39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫

条	項	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫	1	発電所の敷地内で発生した瓦礫等について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。	放射性廃棄物に関するマニュアル	—	東電で引き取り、一時保管エリアへ運搬し管理。
	2	2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。	放射性廃棄物に関するマニュアル	放射性廃棄物に関するマニュアル	分別、回収についてはJAEAで実施。東電で引き取り、一時保管エリアへ運搬し管理。
	3	3. 固体廃棄物GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。	放射性廃棄物に関するマニュアル	—	

4-2. 52条 管理対象区域への出入り管理

条	項	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
52条 管理 対象 区域 への 出入り 管理	1	保安総括GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	条件を満足している者に対して東電へ「管理区域立入許可証」の発行を依頼する
	2	放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	第1棟へ入る際は当社。第1棟建屋から出る際はJAEAで確認
	3	放射線防護GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	
	4	放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。	放射線管理に関するマニュアル	—	

4-2. 52条 管理対象区域への出入り管理

条	項	内容	東電 マニュアル	JAEA要領	備考
52 条 管理 対象 区域 への 出入 り管 理	5	放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	最終的に通用門から退出する際は東電が管理
	6	放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。	放射線管理に関するマニュアル	放射線管理に関するマニュアル	最終的に通用門から退出する際は東電が管理
	7	放射線防護GMは、第48条第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。	—	—	汚染のおそれのない管理対象区域は無いため対象外